

四万十町立東又小学校いじめ防止基本方針

※四万十町いじめ防止基本方針(令和7年度3月2次改訂版)を基本に作成

I いじめについての基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考えのもと、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することを目指し「いじめ防止基本方針」を策定する。

2. 学校の現状と課題

本校では学校評価アンケートでほとんどの児童が、学校が楽しい、自分の学級が楽しい（そう思う・ややそう思う）と答えている。また、Q-U調査アンケートでも要支援群の児童は多くない傾向にある。しかし、年々、支援の必要な児童や相手の気持ちを考えたり、コミュニケーションがスムーズにできなかつたりする児童、言動が気になる児童が増加傾向にある。この現状から、本校の全教職員は全校児童の実態を把握し、一人一人の児童に寄り添い、常に情報を共有し、全校で課題解決にあたる、組織機能を確立することが必要となっている。子どもの心に寄り添いつつも「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識をもち、各自の役割と責任を自覚した組織的な取組が求められる。どんな重篤な事案も最初は軽微であること、また、いじめは大人や教師の目の届かない場所で起こりやすいことを念頭に実態把握に努め、「これくらいのことなら」「よくあること」と軽く考えず、被害を受けた児童の立場に立って指導に当たることが最も重要である。

3. いじめの認識

学校では「いじめ」はどこの学校・学級にでも起こり得るものという認識に立ち、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って児童を守るという考えのもと、事実関係を確かめ、対応にあたる。

当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には喧嘩のように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

また、「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによるところなく、校内の「いじめ対策委員会」を活用して組織的に行う。

4. いじめ防止等に向かう基本姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- (4) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (5) いじめ問題について保護者・地域・そして関係機関との連携を深める。
- (6) いじめを確認した際には、その解決に向けて様々な対応を講じ、早期解決に向け、組織的な行動をとる。

II いじめの未然防止のための取組

1. いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

- (1) 一人一人の人権を大切にする学級経営に取り組む。
- (2) 全教職員が授業公開を行い、児童の様子を観察し、お互い協議し合う。
- (3) 道徳意識調査を、年間2回実施し、結果の分析を行い全教職員で共有し、課題改善に向けた取り組みを行う。

2. 児童、教職員の人権感覚を高める。

(1) 道徳授業の計画的な実施

各学年の年間計画を見直し、児童の実態に応じた資料やテーマでの授業実践を行う。

(2) 人権・道徳参観日の実施

人権・道徳の授業を保護者に公開し、また、講演会や懇談会を実施する。

(3) 全校道徳の実施

「いじめって何？」をテーマに個人思考⇒縦割り班での話し合い⇒全体共有を行い、自分事として考え、全校で「いじめは許さない」意識を高める。

(4) いじめを未然に防ぐための校内研修を年間1回以上実施する。

(5) 発達等の課題のある児童の共通理解を図る。

校内支援委員会や、事例研を定期的に実施し、全校児童の共通理解を図る。

3. 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 一人一人が活躍できる学習活動の実施。

○ 本校の研究主題に沿った授業改善に取り組む。

(自分の考え方をわかりやすく伝え、学び合う活動)

○ 特別活動の充実を図り、異学年交流や、児童の自発的な委員会活動を仕組む。

(2) 人とのかかわり方を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング活動を実践する。

(3) 体験活動を重視し、地域の人やものとの関わりを多くし、連携を深める。

III いじめの早期発見・早期解決のための取組

1. いじめの早期発見のための手段

- (1) 子どもの訴えや保護者からの相談を真摯に受け止め、迅速に対応する。
- (2) 職員会で児童コーナーを設け、全校児童の様子を話し合い、情報の共有を行う。
- (3) 校内支援委員会・事例研の定期的な開催により、配慮の必要な児童について話し合

う。

- (4) 学校生活アンケートを年間3回、Q-U調査アンケートを年2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- (5) 気になる児童については、学級担任、養護教諭、管理職が個人面談を実施する。
- (6) 授業公開を実施し、教職員や保護者による児童の観察や目配りを行う。
- (7) 休み時間や放課後の児童の様子や日記、ノート点検において目を配り、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かす。
- (8) 一人一台端末で行う「きもちメーター」を活用する。
- (9) スクールカウンセラーや地域の民生委員さんと連携を取りながら、児童の変化に敏感になる。

2. いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめの発見や通報時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為を止めるとともに、当該児童の聞き取り調査など、事実確認を行う。
- 児童や保護者地域から、いじめの通報を受けた時は、学級担任等が直ちに聞き取りを行い、事実確認を行う。
- 事実確認の後、「いじめ防止対策委員会」を開催し、今後の対応策を協議する。そして、学級担任だけでなく学校長以下全教職員で対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。

(2) いじめられている児童への対応

- いじめられた児童に対しては、「学校が守る」ことを伝え、安心した学校生活が送れるよう手立てを講じる。
- 担任による継続した家庭訪問を行い、保護者と情報の共有を図る。
- 児童が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の方など）と連携し、寄り添える環境をつくる。

(3) いじめた児童への対応

- いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした態度で指導に当たる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分配慮を行う。
- いじめた児童の指導にあたっては、特別な指導計画の下、自らの行為の責任を自覚させるように努めると共に、児童の抱える問題などを考え、児童の健全な発達に配慮する。
- いじめられている児童の心の傷をいややすためにスクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(4) 該当児童等の所属する集団への指導

- いじめを見ていた児童に対して自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりすることを指導する。

- いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であること、その行為の違法性を理解させる。
- 学級指導や話し合い活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをやめさせる態度を育成する。
- 全ての児童が集団の一員であることを理解し、お互いを尊重し認め合う集団作りに努める。

3. 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (1) いじめ問題が起こった時は、双方の家庭との連絡をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。
- (2) 家庭での様子や交友関係等について情報を提供してもらい、指導に生かす。
- (3) スクールカウンセラーと連携し、児童の変化に迅速に対応する。
- (4) 地域団体（民生委員、町教育委員会、学警連等）と連携し、情報を受け取りやすい体制を取る。
- (5) ポスターや学校便り等で学校内外の相談窓口を児童や保護者に周知する。
- (6) 東又の子どもを守る会においていじめ防止基本方針について説明し、理解を求めるとともに、協力を仰ぐ。

IV いじめ問題に取り組む校内組織

1. 校内組織・・・・「いじめ防止対策委員会」

2. 役割

いじめ対策委員会を組織して、いじめの防止・早期発見への取り組みについて協議し、今後の方策を決定する。

3. 構成メンバー

管理職、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係担任等

4. 活動計画

年間活動計画（別紙）

5. 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

ア重大事案とは、いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

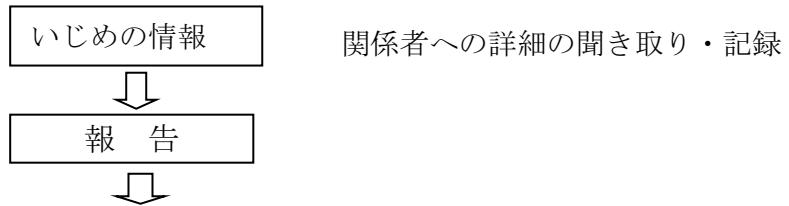
イいじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくいる疑いがあると認められる場合。

ウ児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

いじめが疑われる事案が発生した場合 (アンケート・児童・保護者からの訴え等)



いじめ防止対策委員会

- ① 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに四万十町教育委員会に報告する。
- ② 四万十町教育委員会と協議したうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を図り、適切な処理を取る。

<調査の趣旨等>

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあった時は、適切かつ真摯に対処する。

- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

年間指導計画

	職員会・校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	学校の対応
4月	職員会 (基本方針の確認) 総会・HPで保護者に周知	学校便りの発行 道徳・学級活動等を通して継続的指導		【事実確認】 関係者から個別に話を聞く。 ↓
5月	事例研 校内支援会	ソーシャルスキルトレーニング、エンカウンター等の取組 全校道徳「いじめって何?」		【対応】 ・トラブルの解決に向けてどうすればよいか考えさせたり、指導したりする。
6月	校内支援会 第1回学校運営協議会、第1回東又の子どもを守る会	情報モラル学習	第1回Q-U調査アンケートの実施 第1回学校生活アンケートの実施・	・管理職に相談する。
7月	事例研 校内支援会		第1回学校生活アンケートの集計・分析 学期末懇談	・複数の教員、または全教職員で情報を共有し、チームで対応に当たる準備をする。
8月	校内研修の実施 いじめ対策委員会 職員会(いじめ事案共有) 事例研		第1回Q-U調査アンケートの分析結果報告	↓
9月	校内支援会 第2回学校運営協議会	人権・道徳参観日	生活アンケートの報告	【話合い・謝罪】 ・保護者に知らせる。
10月	校内支援会			・学級内で話合う。
11月	校内支援会		第2回学校生活アンケートの実施 第2回Q-U調査アンケートの実施	・個別に指導する。
12月	校内支援会 職員会(いじめ事案共有) 事例研 第3回学校運営協議会、第2回東又の子どもを守る会		第2回学校生活アンケートの集計・分析 学校評価アンケート実施 生活アンケートの報告	↓
1月	校内支援会	特別活動参観日	学校評価アンケートの集計・分析	【見守る】 ・3か月は気を付ける。
2月	校内支援会 第4回学校運営協議会、第3回東又の子どもを守る会			↓
3月	事例研 校内支援会 職員会(いじめ事案共有・ 今年度の総括と来年度の検討)		第2回Q-U調査アンケートの分析結果報告	・解消 ・見守り継続

※学級ごとにいじめについて学級会で提案し、話し合う場を設ける。